

第 206 回内水面漁場管理委員会

1 日 時 平成 23 年 2 月 16 日（水） 午後 1 時 30 分から

2 場 所 長野県職員センター

3 出席者

○漁場管理委員 10 名

漁業者代表：近藤政雄、三枝守、藤森貫治、古川薫美、宮島幹夫

採捕者代表：小澤哲、名取清、田中経人

学識経験者：沖野外輝夫、片野修

○事務局

沢本書記長代理他 2 名

4 会議事項

(1) コイの移動禁止指示の延長について

(2) 平成 23 年度増殖指示量の変更について

(3) その他

会長挨拶、新任田中委員が自己紹介し議事に入る。

沖野会長 それでは、最初に議事録署名委員の指名ですが、今日は藤森委員、片野委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、1 番目の「コイの移動禁止指示の延長について」事務局の方からご説明をお願いします。

事務局 （資料 1 により説明）

沖野会長 はい、どうもありがとうございました。今の件について何かご質問なりご意見があれば、どうでしょうか。平成 16 年から毎年 1 年ずつ延長してきているという経過があります。長野県の場合は持ち出し禁止のみ、放流禁止はない。いかがでしょうか。

沖野会長 はい、三枝さん。

三枝委員 ただいま事務局の方からご説明いただいた中で、長野県は放流禁止はしていないと、ただし、農政部長の通知で自粛の要請はしていると、この通知はまた、今年も

でということですか。自粛の通知は。

沖野会長 はい、いかがでしょうか。事務局。

事務局 委員会の（持ち出し禁止）指示とセットで考えているわけですが、放流の自粛の通知は継続することを考えています。

沖野会長 はい、よろしいですか。三枝さん。

三枝委員 もう一点。コイヘルペスウイルス病のまん延防止のために放流を自粛するという趣旨は分かりますが、釣り人の方からコイについての希望があるんですよ。何年も放流をしていないので、自然繁殖だけでは個体数が減少して、釣り人の要望に応えられない現状があるので、できれば放流をしたいと考えています。そこらの兼ね合いについてどういうふうになるのかをお聞かせいただきたい。

沖野会長 事務局いかがでしょう。

事務局 本年度の水産庁からの通知（資料1）で、「水産庁では、昨年度末にコイの増殖に係る産卵床造成指針を示し活用頂き、放流にかえて産卵床造成をもって増殖することについても検討願います。」というようになっています。産卵床造成と共に、放流を行う場合にあっては、放流用種苗のKHVの検査を水産試験場なりで確認していただいて、安全確認ができれば、放流していただいてもよろしいかと。水産試験場にご相談いただければよろしいかと・・・。

沖野会長 三枝さん、よろしいでしょうか。この産卵床造成指針というのは、各漁協関係には配られているのでしょうか。

事務局 はい、パンフレットが各漁協に配られています。

沖野会長 よろしいですか。はい、どうぞ片野さん。

片野委員 水産庁の通知は、県を挙げてこうしろというわけではなくて、陽性が確認した水域ではという言い方なんですよね。だから、県によって対応が違うのでしょうか。おそらく持ち出して放流禁止なら構わないと思うんですよね。食べることになるので病気のまん延にはならないわけです。ただ、実際には今残っているのは年をとったコイばかりだから、食べても美味しくない。放流をして新しいコイが捕れるようになって、釣りが楽しめるようになればそれが望ましいことなんですけど、安全な種苗というのが長野県ではまだつくられていないですよ。長野県では安全なコイの種苗ができている場所というのはあるんですか。

事務局 今、長野県ではコイの種苗生産はしていません。また、現在、長野県で河川放流向けに種苗生産できる業者はいらっしゃらないです。河川放流したい場合は、県外から購入しないとできない状態になるかと思います。

片野委員 どここのコイは安全だと確認されている所はあるんですか。例えば県外のどこで養殖場をつくっているコイは安全だと、それで、実際放流しているというのはあるのでしょうか。持ち出しと放流と片一方許可してもしょうがないんです。やるとしたら、両方いいことにしなければいけない。そういった時に、そもそも種苗が入手できないのは問題です。もう一点の問題は、例えば、千曲川とつながっていても、個人の養殖場からは出荷できるわけですよ。川で漁協が放流したら、養殖場でコイヘルペスが流行りだして、養殖場のコイが死んでしまったりといった問題が起きる可能性はありますよね。だから、それはチェックしなければ駄目ですよ。

沖野会長 放流するときには、相談してほしいということですが、水産試験場では検査体制はあるんですかね。

事務局 はい、水産試験場では、PCR検査等KHV病の検査をする体制はできています。あくまでも、KHV病のまん延防止のためにどのような対策をとるかということですので、放流について、他の県では内水面漁場管理委員会の指示で（禁止）というところもありますが、長野県の場合はそういう体制（農政部長通知）で対応するという考えでおります。

沖野会長 他にいかがでしょうか。はい、藤森さん。

藤森委員 諏訪湖ではコイについては、採卵して、ふ化させた稚魚を諏訪湖に放流することを今やっているんですけど、長野県内について、河川によって、それぞれ放流してよいか判断しているということですよ。もし、諏訪湖で稚魚がうまくふ化して、放流できるような状態になったら、お分けしてあげるとすれば、コイヘルペスのウイルスがあるかどうかチェックしなければ駄目なわけですよ。そうすると、長野県の中は同じ水系、例えば天竜川水系だったらいいとか、犀川の水系とか、そういったことがあるんですかね。

沖野会長 いかがでしょう。

今は県内全域（持ち出し禁止）ということになっているんですよ。

事務局 水系という考え方は、区分けが難しい。千曲川の支流のここは（KHV病が）出ただけけれど、その一本、谷をはさんだ反対側の支流では出ていないから、ここはどうかというような細かい区別ができるかどうか。市町村でも77市町村のうち、38市町村（で発生が確認されているの）ですが、旧町村でいいますと発生していないところもあったりとか、その区別をしていくと、むしろ指示として正確性を欠くと

いう面もありますので、全県的な（持ち出し禁止）指示ということにしてあります。放流につきましても、水系で、上から下までということにしますと、出ていない支流にも放してもいいだろうということになってしまいますので、それは個別に考えさせていただきますと思います。

沖野会長 他に、はい、片野さん。

片野委員 私も同じような考えなんですが、最近の発病の状態、それから検査というのをみると、一部ですよね、最近検査しているのは。（資料1）2ページの検査尾数に対する陽性尾数をみると、平成22年度は58尾しか調べてないし、平成19年から後は、かなり少ないですよね。これは、死魚が出たところで周りの個体を捕って調べたということ、若しくは、同じ池の中でニシキゴイが死んだら周りのコイを調べたとそういうことですよ。だから、最近でていない例えば千曲川ではどうだとか、犀川ではどうだといった検査はしていないということですよ。その辺が分からないと進められないという気がするんですけど。死んでないから大丈夫かどうかは分からないですよ。

沖野会長 問題がありそうなところの検査をしていて、全県にまんべんなくやっているわけではないということですよ、今は。

事務局 検査をしたものについては、死んだコイについて、病的でないものを含めてKHV病の検査をすることでこの検査尾数になっています。発生していない所でのKHV病のまん延状況というのは、国の方でKHV病の検討委員会がありまして、そちらで浸潤調査というのを実施しています。全国的に過去にKHV病が発生した所で、今現在どうなっているかといった調査は今やっているところですので、また、そういった情報については、水産庁からいただけるものと考えています。

沖野会長 まだ結果は来ていないということ。現在進行中。

事務局 そうです。検査は済んでいると思いますが、長野県の方も提供しています。

沖野会長 はい、宮島さん。

宮島委員 私ども（下伊那漁協）のところには、佐久間ダム、平岡ダム、泰阜ダムの三つのダムがありまして、コイの大きいのがいます。このごろ県の方では天竜川の下流の辺で個体検査をやったことがあるのか、また、検討しているかお聞きしたいんですけど。

沖野会長 いかがでしょう。

事務局 先ほど言いました国の検査で協力したのは、諏訪湖と千曲川水系で、天竜川は検査していません。今のところ状況をみてというところですので、県で直接検査することは予定していません。

沖野会長 よろしいですか。水産庁からの要請もあって、また、今まで県内でなくなったという結果もでていないところですが、県の方としては、もう1年（持ち出し禁止指示を）延長したいというご要望のようですが・・・。
はい、近藤さん。

近藤委員 方針としては分かるんですけど、自粛というような通知を出しておきながら、放流禁止ではないと。しかも、放流する場合は水産試験場と連絡を取り合って陰性のものを放流してくださいという話なんですけど、そういうことが、管理委員会の通知としてきちんとしたものが、出せるんでしょうかね。自粛ということですから、水産試験場では斡旋しませんから、各漁協の判断でどこかの県からコイを仕入れる約束をして持って来て、水産試験場で陽性なら駄目、陰性ならいいよということが、果たして可能なんですかね。もうひとつは、（資料1の）1ページの4番目ですが、茨城県と千葉県はコイの産地なんですよ。ここが、指示が出されていないということは、このコイは全部陰性なんですかね。どうもそうじゃないはずなんですけど、その辺の確認も県の方で把握しているんでしょうかね。3点目としては、全ての公共用水面等から生きたまま（コイを）持ち出しはいけない、つまり持ち出し禁止が長野県の方針なんですけど、では、長野県の主要河川の現状はどうなんだろう。支流までそっくりは大変かもしれませんが、少なくとも従来コイが住んでいた区域についての、河川の現状は、今生きているコイが保菌しているのか、していないのかという調査は、経年で行っているんでしょうか。そこら辺がはっきりしないので、その判断は漁協に任せるよといわれても、取り組みがまちまちになるんじゃないかと心配しています。

沖野会長 3点ありますが、事務局の方でお答えを。

事務局 1点目の放流についてですが、自粛という言葉が不明確で申し訳ありませんでしたが、これは委員会ではありませんが、毎年度農政部長から通知しているわけなんですけど、原則として放流しないことで、ただし、放流を行う場合は、水試が種苗の安全確認をした場合等まん延防止（措置）がとられているということであれば、放流を可能とする。原則は（放流）しないでください。ただしという形で、個々の漁協の判断でやっていいですよという形ではないです。2番目の指示がされていない、千葉県、茨城県についてですが、これについては、それぞれの県のHPや担当者への聞き取りによって、委員会指示についての確認をしていますので、県として通知によって禁止しているかどうかは、申し訳ありませんが、把握していません。ですから、千葉県、茨城県においても（長野県と同様に）あるかもしれません。

沖野会長 委員会からの指示は出していないということですね。県レベルで水産部長名で

出している場合もあり得ると。

事務局 3点目の主要河川の発生状況等についてですが、過去においては主要河川ではKHV病の発生が確認されているということです。その後の現状につきましては、先ほど申し上げましたように、諏訪湖と千曲川については、国の関係の調査に協力して検査をしているということで、県独自には検査はしておりません。

沖野会長 全県的にはやっていないということですね。

事務局 はい、全県的にはやっていないです。

沖野会長 平成16年に（持ち出し禁止の委員会指示を）始めたときに放流禁止は付けなかったというところに、何か事情があったのかもしれませんが……。今までの経過をみると、まだ（KHV病の発生が）なくなったわけではないので、今までの委員会指示を撤回するというところまでいかないような気がします。もう1年、4月1日から来年の3月31日まで、今の形で継続して委員会指示を出すのかなと思いますが、その辺いかがでしょうか。その間にですね、最初の時に、持ち出し禁止のみで放流禁止をしなかった理由を説明していただけたらと思いますが……。今じゃなくてもいいです。もし、ご異論がなければ、もう1年この形で委員会指示を出して、大分減ってきているし、いろいろ調べなくてはいけないこともあるようですから、この1年間水産試験場の協力でやっていただくということで、ご異論がなければまとめたいたのですが。

はい、どうぞ。

藤森委員 もしですね、コイヘルペスのウイルスがいるか、いないかの判断を、県漁連が斡旋する稚魚を探してきて、県漁連として、これは安全な稚魚ですと、県漁連を通して放流していただくという形がとれば、県漁連と県の水産試験場がタイアップして、ここのコイだったらいぞというような情報を提供していただくのが望ましいと思うんですよね。そうすると、放流できるという形になりますので。

沖野会長 ただ、今すぐ対応できることもないので、この1年猶予期間をもって先に進めると……。

藤森委員 放流できるような体制を整えてあげることが必要だと思いますんで。

沖野会長 はい、どうぞ。

片野委員 国も県もどうしてこうあいまいな表現になるかというと、要するに、何かやってまん延したら責任問題になるわけですね。放流でこれは安全だと検査して放しても川でうつっちゃうかもしれないじゃないですか。それで、もし川全体に広がったら、

養殖業者から漁協、漁連に賠償請求でるかもしれないじゃないですか。そういうときに国や県はタッチしませんよというのが今の通知なんですよ。

沖野会長 この1年、委員会指示を出すだけでなく、何らかできることをやっていたく、検討していただくことも必要かと思しますので、もし県の方で対応ができるということであれば、そういうことをやっていたくということで、今までの形の持ち出し禁止の委員会指示を出すと・・・。

はい。

近藤委員 藤森委員の方から安全な種苗を県漁連が探してきて、あるいは、県漁連のお墨付きでということなんですが、無理なんですよ。県漁連としても水産試験場なり、県なり、国なりきちんとした検査体制をもっている所のお墨付きをもらった魚を放流するというならなんなんですけど、県漁連がそこまで責任をもちにくいところだと思いますんで、県漁連というのは漁協の仲間でありまして、漁連にそこまで責任をもてよということとはできないと思っています。

沖野会長 ひとつのアイデアということだったと思うんですが・・・。水産試験場では全県的にプラスなのかマイナスなのか試験をすることは、可能なんでしょうか。

事務局 検査技術の問題から言いますと、死んだコイがKHV病で死んだかどうかという検査はできます。そのコイがウイルスをもっているかどうかという検査はできますが、過去に罹ったかどうかという抗体検査は、国などの機器が整備できたところをお願いしないとできない状況です。

沖野会長 今、国でやっているという検査の結果がでてくれば、全国的だからそんなに細かくはないでしょうけど、ある程度の結果は今年中にみることは可能・・・。

事務局 水産庁がどのように公表してくれるか分かりませんので・・・。全国的に発生した所について検査している状況です。

沖野会長 大体ご意見いただいたようですが、最後に三枝さん、よろしいですか。

三枝委員 国においてはKHV病の終息宣言というのは、まだ出されていない状況でありますので、それに伴って各都道府県の内水面漁場管理委員会で、この問題について対応することになっているかと思いますが、国においてまだ終息宣言が出されていない時に、うちの県は安全だと（委員会指示を）解除した場合に、もし、間違って発生した場合どうなるかと考えると、私は指示については、延長して対応した方がよいという意見です。

沖野会長 はい、ありがとうございます。まとめていただいて・・・。ということで、

発生がゼロということでもないので、もう1年延長ということで、よろしいでしょうか。

委員一同 はい。

沖野会長 それでは、コイの移動禁止指示については、4月1日から来年の3月31日まで、もう1年延長するというので、対応していただきたいと思います。できれば、もう少し状況がどうなっているかどうかということと、水産庁の今後どうするのかという意思みたいなことも問い合わせることは可能なんでしょうか。その辺できることはやってみたらというふうに思いますけどね。

事務局 はい、分かりました。検討したいと思います。

沖野会長 はい、古川さん。

古川委員 今回の指示を延長することには異論ありません。私が伺いたいのは、KHV病の数は減ってはきていますが、撲滅はしていないわけですよね。例えばコイを卵の段階で何か免疫をかけることで感染しないようにするとかそういう技術が開発されていったら変わっていくと思うんですが、広がってからそれを終息させるために力を注ぐよりも、卵の段階で何かブロックできるような対策を考えられたら、効果が高いと思うんですが、そういうことは技術検討委員会では、そういう分野は何か研究されていないのでしょうか。

事務局 技術検討委員会は、茨城県で発生した直後に立ち上げられており、その中でワクチンとか免疫を付与する処理方法ですとか、まん延防止の技術は水産庁の予算で試験研究の委託とかやっていますが、技術的にワクチン開発とか免疫を付与するとかいったような状態にはなっていないところです。

沖野会長 はい、それでは、コイの移動禁止指示の延長については、もう1年同じ形で続けるということで確認させていただきます。

次は、平成23年度増殖指示量の変更について、ご説明をお願いします。

事務局 (資料2により説明)

沖野会長 はい、どうもありがとうございました。(資料2の)一番最後の総括表にあるように、平成21年から25年にかけての増殖指示量というのは既に出されているわけですね。その変更2件ということで、千曲川漁協と野尻湖漁協から出ているものを協議していただきたい。最終的には、(増殖)目標金額より上になっていけばいいということ。

事務局 目標金額の上になっていけばいいということではないんですけれど、一応の目安として増殖目標金額は満たしていますという資料になります。

沖野会長 はい、これは個々に協議していかなくてはいけないので、まずは千曲川漁協からの件ですが、これについて、何かご質問、ご意見おありでしょうか。アユ、ウナギの遊漁者が少なくなったので、より（遊漁者が）多いイワナ、ヤマメ、ニジマスを増やしたいということで、それに関する試算は、1ページ目の一番最後の表にある・・・全体的には目標金額を上回るということになるようです。

何かご質問ありますか。はい、どうぞ。

小澤委員 遊漁者の代表として、この会に参加させていただいています。個別の協議に入る前に総体的なことをお聞きしたいんですけど、事務局の方から5ページの委員会決定についてご説明がありました。それから、6ページの算定方法の流れもお聞きした中で、先ほど、1年毎の変更について協議をしてほしいということだと思いますが、この1年毎の変更の協議というのは、この5ページにある指示は5年に一度としというこの5年という期間の中で、変更の希望が出た場合には、その都度協議をするという、そういう解釈で今、協議を進めるということになるのでしょうか。

沖野会長 事務局、どうぞ。

事務局 委員がおっしゃられるとおり、指示は5年に一度なんですけれども、指示量の下方修正が必要なときということで、今回、23年1年分について変更要望がございましたので、協議いただくということです。

小澤委員 ということであれば、お伺いしたいんですけれども、変更を希望する理由というのを見ますと、例えば一定期間の河川工事があってというような理由ならともかくですね、昨今の事情というか、非常に短期的なものではなくて、かなり長い間こういった理由とといったものが、漁協から訴えられてきているということでの、今回の変更希望だと思うんですね。そういったものを1年毎に協議するということになりますと、来年また、この時期にこの件について、変更希望を受け入れて、この場で協議することだとするならば、何か無駄な時間のような気がしてならないんですけれども。もしそうだとするならば、先ほどの5ページにあるこの委員会の決定の7番目の項目を、この委員会の中で変更するなり、削除するなり、何か違う表現にして、今回この千曲川（漁協）と野尻湖（漁協）から出てきた変更希望について、今年度においてひとつの方向ができれば、来年再審議するというふうなことが必要ないような方向にもっていった方がいいのではないかと解釈するんですが、その辺はどうでしょうか。

沖野会長 事務局の方、いかがでしょう。

事務局 確かに今回の理由につきましては、長期的なものと考えられますので、25年

まで引き続きそのまま変更を認めるということ、この委員会で15年の決定事項を変更することを決めていただければ、その方針でよいかと思います。

沖野会長 これは、毎年こういう個々の変更というのは、委員会に諮っていただけか。

三枝委員 申請があった場合だけ・・・。

沖野会長 あまり今までなかったですね。

事務局 元々魚種毎に最低限増殖すべき数量ということで指示されていますので、魚種毎に下方修正すべきものがあれば、協議していただくということになります。

沖野会長 はい、小澤さん。

小澤委員 今、議長が言われたように、毎年こういう変更が協議されていないということであれば、事務局は1年毎の変更という言い方をする必要はなくて、変更の必要が生じたときに変更すれば、以後、5年に1回というこの期間中はそれでいくということであれば問題ないのですが、私が先ほど言ったのは、1年毎という言い方だったので、短期的な理由でない、こういった理由において、1年毎にこういうことを協議する必要はないんじゃないかと申し上げたということです。ですから、1回変えればそれでよいということであれば、それで構いません。

沖野会長 その辺はどうでしょうね。

事務局 この決定には、1年毎にということは書いてありません。こちらが勝手に解釈してしまって・・・。実は、昨年度も野尻湖漁協からエビが大量に自然繁殖しまして、エビの増殖の必要がなくなったので、エビの分をワカサギ卵を増やすという変更が協議されていまして、この議事録の中で、次の年に同じような変更を必要とする場合は、再度協議するという記載がございましたので、毎年、指示を変更するのであれば、協議すると理解しておりました。

沖野会長 はい、三枝さん。

三枝委員 ただ今の問題の指示数量の決定は、5年に1回ということになっているんですね。免許更新は10年に1回ですから、免許の期間に2回あるわけですね。それで、指示量は数量と金額で算定している。先ほど賦課金の35%の遊漁料の45%と言われたとおりですが、ただし、下方修正する場合には、その都度委員会で協議するという規定になっていると思うんですよ。下方修正する場合、今回みたいに、行って来いの場合にどうなるかということは、ここには明文化されていないわけですよ。だから、この扱いについてどうするかということで、下方修正する場合には1年だけ減らすの

か、そうすると、また次の年は正規の指示量に戻るといふ、今までの委員会の経過はそういうことなんです、ただ、行って来いで、今回のように、こっちの魚種は増やして、こっちの魚種を減らして、数量的、金額的には前の指示量よりオーバーしているという扱いについては、今まで私は論議した経験がないんですが、そこらの扱いをどうするかということだと思ふんです。この扱いについてどうするかということ、事務局の方でどういふ考えをもっているか説明してもらってから、論議した方がいいと思ふんです。

沖野会長 事務局の方で、何かお答えできることありますか。

事務局 5ページの7番の指示数量の下方修正が必要なときはというのは、魚種毎に指示数量の下方修正が必要なときということで、トータルで（金額が）プラスになろうが、マイナスになろうが、そういったことには係わらずということで理解しています。ですから、今回につきましても、他の魚種を増やすからトータルでは増殖目標金額は上回っているけれど、指示数量を減らす魚種があるので、協議いただくということです。その前提になるのは、5ページの上の1番にありますように、「増殖指示は、当該漁場において増殖すべき数量等の基準を示すものであって、魚種毎にこれを上回る増殖がなされなければならない。」こういった原則がありますので、「指示数量の下方修正が必要なときは」というのは、魚種毎に数量を減らす場合については協議すると。それから、昨年度も事例があったとお話ししましたが、昨年度も増殖目標金額は上回っていましたけれども、この（委員会の）場で協議いただいています。

沖野会長 はい、三枝さんどうぞ。

三枝委員 この増殖指示量というものは、指示量より多くやる分にはいくらやってもいいということになっているんですね。上限はないわけですよ。指示量は最低限の数量で、いくらオーバーしてもいいわけ。だから、オーバーして増殖する場合はこの委員会にかけなくても、いくらでもできるという規定になっていると思ふんですよ。ただ、その指示量に満たない場合に、委員会に諮問して、委員会の判断を仰ぐということになっていると思ふんですね。だから、今回の場合に（減らす分を）振り替えて片方は増やすというのは、（協議の）対象外だと思ふんですよ。今回の場合オーバーしている分には問題ないわけですよ。ただ、減らす分についてはどうするか。それが1年きりであるのか、先ほど小澤委員の言われたのが、これは原因が長期的なことだから、1年ではなくて継続できるかどうかという問題だったと思ふんですが、そこら辺は事務局としては、どういふお考えですか。

沖野会長 それでは、事務局お願いします。

事務局 今回、千曲川漁協については、アユ、ウナギについては、増殖指示量を減らす、下方修正が必要であると、野尻湖漁協についても、ウグイ、フナについて、指示量を

減らす下方修正が必要だということで、委員会に協議いただくこととしています。ですから、魚種毎にということで、トータルで金額が（増殖目標金額を）上回るから（協議しなくても）いいというわけではなくて、漁業権を免許して、増殖の義務のある各魚種について、増殖指示量について満たすか、満たさないかといったことで判断することになります。

沖野会長 それでは、ここでは、例えば千曲川漁協の場合は、アユ、ウナギについての下方修正を希望しているので、それを認めるかどうかということを経済協議すればいいと。

事務局 はい、そうです。（資料では）増える魚種も一緒になっているので、分かりにくいかもしれませんが、下方修正する魚種があるので、その是非を協議いただくということです。その場合に、上方に修正する魚種も必要だということで、セットで載せさせていただきます。

沖野会長 増殖目標金額に達しなくなる部分の対応として、増やす部分を書いたということですね。

事務局 はい、そうです。

沖野会長 （下方修正する魚種の）対応策としてこういうことをやるから、目標金額は上回るという話なんだと思います。

はい、藤森さんどうぞ。

藤森委員 この千曲川漁協の変更希望には、今年だけ変更したいとは入っていないですね。ということは、その都度ということは、今回変更したいということは、これから先5年に1回の更新のときまでお願いしたいという解釈は十分にできますよね。

沖野会長 その辺はどうですか。

事務局 確かに今回の2つの漁協の理由につきましては、長期的なものと考えていますが、23年度単年度の希望の確認をしていますので、翌年度以降についても、当委員会において、漁協の希望があれば、それを認めるということであれば、そういった形で当該漁協ともお話ししたいと思います。

沖野会長 はい、どうぞ近藤さん。

近藤委員 この5ページの増殖指示の運用についての、やむを得ない事由という中身がある程度あるんでしょうかね。というのは、今日出ている話と、昨年出ている話はずいぶん違うとような気がするんですよね。昨年の野尻湖（漁協）は、エビが自然繁殖して、エビという魚種は増殖あるいは、どこかから種苗を買ってきて放流しなくても、

自然増殖して増えすぎているよと。(エビは) 手当しなくてもいいから、その分他の魚種を増やしたいということで、意味が分かるわけですよ。絶対量が増えているんですから。だけど、今回の場合は、2件とも遊漁者、その漁をする人がいなくなったということが理由なんです。ということになってくると、これは他にも波及する問題が一杯出てくる気がするんですけど。極端な話が、アユ釣りをする人がいなくなったら、一切アユは放流しなくていいということをお認めることになりますよね。そういうふうになし崩しに認めることがいいのかなという問題を含んでいるわけですよ。私ども同業者ですから、実際には私達もこういうことは感じているんですけど、こういった理由が通るのであれば、5年に1度の指示というのは何だったんだろうと。あるいは、10年に1度の免許の検討材料は何だったんだろうというところに思いが至ってしまうわけなんですけど、やむを得ない事由という中身を、こういうものは、やむを得ない事由に当たるといえるものがあるんでしょうか。よろしくお願いします。

事務局 やむを得ない事由といったものはどんなものかというお話でありましたが、これについては、やむを得ない事由として増殖指示量を変更すべき事項かどうかということ、委員会でご協議いただきたいと考えております。それで、これは漁業権免許する場合の漁業権魚種にも関係してきますので、原則としてゼロにすることはまずいと思っておりますけど、今回はゼロにはしておりませんので・・・。やむを得ない事由といったものは、決まったものはありませんけど、その都度、委員会で協議いただくということをお願いします。

沖野会長 はい、どうぞ。

近藤委員 そういった答弁をされるとやっかいになっちゃうんだなと思うんですよ。指示量については、それぞれの漁協の経営状態にも影響してくるわけですよ。経営なども勘案しながら、そういったことも、やむを得ない事由といったものに入ってくると思うんですけど、そういったことも勘案していくと、ゼロになってもやむを得ない場合もでてくるんじゃないかと思うんですよ。その魚種について、組合員、遊漁者がいなくなってしまった場合には、ゼロもあり得るという解釈をした方がすっきりすると思うんですけど、そうではないんですよ。

事務局 漁業法において、漁業権免許を受けるに当たって、漁協は増殖の義務を負っているわけですが、漁業権魚種については増殖の義務を負っているということで、ゼロにするのはまずいだろうということで申し上げました。

沖野会長 他の方がいかがでしょうか。これがやむを得ない事由になるかどうかということ、増殖事業の目的もあるわけですよ。

はい、三枝さん。

三枝委員 (漁協が) 漁業権免許を受けるのに、いろいろ申請するんですが、漁協によっ

て漁業権魚種が違うんですね。ということは、河川に適合した魚種を漁業権魚種としているわけです。うち（犀川漁協）の場合は、前はアユが（漁業権魚種に）あったんですが、いろいろな事情で除外してもらいました。それもひとつのやむを得ない事情という中で、その申請の中で2年間に渡っての収支報告書をつけると、漁協の体質、経営状況をそれぞれ申告しているわけです。その中でこういうことをやっていると漁協が赤字になってどうにもならないから、こういう理由でこれだけは免除してもらいたいということで、やむを得ない事情で受け付けてもらった経緯があります。それぞれの漁協は、組合員の賦課金と遊漁料収入だけで運営している。どこからも補助金も何もない。その中で指示量は、賦課金と遊漁料収入で算定して、最低限の数字を示している。漁業権免許に当たって増殖事業は条件となっている。条件つきで免許をいただいている。その中で漁協の運営状況の中でやむを得ない事情が生じる。今回の場合も、2つの漁協も内部的な（やむを得ない）事情で申請したと受け取っています。

沖野会長 はい、片野さん。

片野委員 私はこの程度は認めたらいいと思うんですが、皆さんおっしゃられるように、理由は軽いですね。千曲川漁協は、「本流に魚を釣る場所がなくなった。」とありますが、なくなるわけじゃないですよ、川があるんですから。それから、「遊漁者が川にいなかった。」とありますが、これは魚が釣れないからいなかったんですよ。だから、それはちょっと理由にはならないと思うんですよ。野尻（湖漁協）の方も、組合員が少なくなったというんですけれども、遊漁者はどうなのかと、突っ込んだらいくらでも突っ込めますよね。だから、これは認めてもいいけれど、見通しが甘かったという感じですね。ちゃんとした見通しがなくて、（増殖指示量を）変えてくれということですから、見通しをちゃんと持ちなさいということと、理由についてもっとちゃんと書きなさいと、指摘した上で認めればいいんじゃないかと思います。もう1点あるんですけれど、先ほど水産庁から自然の増殖場を造るマニュアルが公表されているという話がありましたよね。あれは、漁協がオイカワとかウグイの産卵場を1個造ると、それが放流量の何匹、何kgに相当すると書いてあるんです。そうすると、今度は漁協は無理によそからの種苗を放流しなくても、自分達で産卵場を造れば、指示放流量の何kgなりをそれで担うことができるということ、水産庁が方針として出したんです。これは、大変大きなことで、何も増殖義務というのは魚を放流するだけでなく、漁場を整備することでも補えるということなんで、うちとしては、例えば、来年オイカワの産卵場を10箇所増やすとか……。したがって、これまで決められた指示量のうち、これだけを自然増殖で補いたいといった申請があってもいいと思うんですよ。そういうことを増殖方法の決定方法規定の中に、組み込まれるような形で入れてほしいと思います。ある意味漁協が経済的に厳しいということであれば、みんなで集まって造ることもできるわけです。そういうことの方が生態系にもいいし、漁場管理委員会としても、この増殖方法の決定方法の中にそういうことも書いてほしい。それを漁連なり漁協に知らせて、こういう方法もあるんだということを示してほしい。

沖野会長 はい、決定事項のところは、平成15年に変更してから何年も経っていますから、また、見直して具体的な、はっきりした文章にした方がいいと思うので、次回（委員会）にでも、もし、提案できればよろしいかと。

近藤委員 やむを得ない事情だということで、理由としては薄弱かとも思うんですが、しかし、それぞれの組合の事情ということですから、認めていきたいと思っていますが、もう一点確認なんですけど、この種の申請が各組合から出て行くとき、直接県の水産係が漁協と話をする前に、地方事務所の担当者との連携をとった上で、出てくるんだと思うんですけど、その辺はキチンと成されているんでしょうね。ルートがまちまちになっているような話だと困るんですけど。地方事務所を通した指示をされていると解釈しているんですが、それは間違っていないんでしょうかね。

沖野会長 手続的なことですか。

近藤委員 はい、手続的なことなんですけどね。

事務局 私どもは、県の水産係としての立場と、内水面漁場管理委員会事務局としての立場があります。今回は内水面漁場管理委員会事務局としての立場で、各漁協に照会していますので、地方事務所は通していません。私も今年度からで、前例に沿ってそのようにさせていただきました。

近藤委員 おっしゃるような話ですと、普段の指導は地方事務所を通していただいているんですよね。様々な問題があるんですけど、定款変更一つをとっても、地方事務所を通して。一方ではそれをやっている。一方では直接やっている。水産係と漁協が直接やっていて、地方事務所の担当者が知らないというのでは困るんじゃないかと思うんですけどね。そこら辺、手続き上の流れというのは、キチンとしておく必要があると思うんですけど、いかがでしょうかね。

沖野会長 その辺も、この増殖指示に関する委員会の決定事項の中に、手続的なこともキチンと書いておいたらいいということですね。また、新たに付け加えて変える必要があるのかもしれませんが。その辺も検討していただきたいと思います。

具体的な二つの漁協からの希望ですが、これについて、個々に決定していきたいと思います。ご意見のとおり、変更希望の理由が不足していることで、これをキチンと書いていただくと、それからもう一つ確認したいのが、これで（指示数量が）変わった場合に25年までこのままでいくか、単年度なのか。これは皆さんいかがでしょうかね。ここで変えるのであれば、25年までこれでいっていただくことが妥当だと思うんですが、いかがでしょう。

委員一同 はい。

沖野会長 その辺は事務局の方で（漁協の意向等を）確認していただいて、という条件つきで、まず、千曲川漁協の変更についてお認めいただけますでしょうか。

委員一同 はい。

沖野会長 はい、ありがとうございました。

続いて、野尻湖（漁協）の方ですが、こちらも同じで変更理由が薄弱だと、理由を書いてほしいということと、ここで変えたら25年までは、それでいくということで、これは、よろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

沖野会長 それでは確認させていただきます。千曲川漁協から出た変更希望について、この内容でお認めすると、それから、野尻湖漁協についても認める。ただし、両方とも変更理由については、もうすこしキチンと申請してほしいということと、ここで変えたら、25年まではそのまま行くと、事務局よろしいでしょうかね。

事務局 はい、わかりました。

沖野会長 はい、何か。

小澤委員 今、決定いただいたことには異議はありませんが、ここに出ている書面は、公的なものですから、ここに書いてある文言を修正しておいてほしいと思うんですね。これは、平成23年度ですから、平成23年度だけのことだと思うんですけど、今日、審議したことは平成23年度からいついつまでという標記をこの中に入れて、今日決議したという形にしないと、この書面だけでいくと、今年度単年度だけの変更になってしまいますので、是非よろしくお願いします。

沖野会長 その辺は、（漁協に）回答するときに、含めてやっていただくということで、よろしいでしょうか。

事務局 承知しました。期限を明示します。

沖野会長 はい。それから、もうひとつ増殖指示量の決定事項について、その中身を今日出た意見を参考にして、変えられるところは変えて、より具体的にしておく。先ほどの片野さんのおっしゃったことも内容的に入れ込めるのであれば、そういうことも含めて、より具体的に、分かりやすく、事務局の方で検討していただいて、しかるべきときに、この会にかけていただきたいと思います。よろしいでしょうか、事務局。

事務局 はい、修正案をつくります。

沖野会長 今日議事の中で決定しなければいけないのは、コイの関係と今の指示量の二つですが、その他ですが、事務局の方から何か報告がありますか。

事務局 はい、前回第205回委員会に委員の方から意見等いただいた件について、ご報告等させていただきたいと思います。先ず、オオクチバスのバイオリギング、再放流禁止指示除外申請についてですが、こちらについては、別途各委員の方に資料等をお送りさせていただいていますが、環境省長野自然環境事務所に照会いたしまして、今回の試験研究は外来生物法に違反しないという旨の回答を受けましたので、申請者に対して許可証を交付しています。その交付する際に、ご要望のありましたオオクチバス等の駆除に役立つようなデータを提供いただくことも併せてお願いしてあります。もうひとつ、ため池の外来魚について、委員会から市町村に対して、ため池の水抜きの際に、外来魚の流出防止措置をとるように要望することができないかというご意見がありました。そのことにつきましては、これまでは、平成16年と平成20年に農政部長の通知ということで、市町村を通じてため池管理者をお願いしてあります。平成23年についても、農政部長通知で同じようをお願いしたいと考えております。ただし、時期につきましては、ため池の水抜きの直前になります7月位が適切かと思っておりますので、その頃に実施したいと思っています。それと、ため池の外来魚について、警察に対して釣りを禁止しているため池への立入りに対する取締りの強化を要請してほしいというご要望がありました。これについては、私共（県）では、ため池台帳というものがありますので、実際のため池の釣りの禁止の実態についてある程度正確に把握したところで、その上で要望ができるか、ただ県警に対してお願いしますということではなくて、バックボーンを付けた形を考えております。前回の委員会での要望等について、現在の取り組み状況のご報告は以上のとおりです。

沖野会長 はい、片野さん。

片野委員 努力していただいたことが、よく分かりました。立入り禁止の話は、ため池だけじゃなくて、一般の湖沼とか県営のダム湖等でもあるんですよ。例えば長野県の県営ダムの金原ダム湖とか、鹿教湯温泉の上の所とかね、そういう所も全部含めて、調査の方もそういう所も含めてお願いします。

沖野会長 事務局、よろしいでしょうかね。

事務局 はい、分かりました。

沖野会長 以上で・・・。

事務局 報告については以上ですが、もう一つお願いがございます。最近、湖の漁協から遊漁料徴収に当たって現場付加金を徴収することができないかというご相談、あるいは、河川漁協から現在の現場付加金の上限700円をもう少し上げられないか、と

いうご相談を受けております。この件について、事務局の方で経緯等を調べてみたんですが、湖で現場付加金を徴収できないという明文化されたものはありません。慣例によって、徴収していない、徴収できないということで、現在まで継続されているということ。上限700円というのは、平成2年の内水面漁場管理委員会の決定ということで、決まっていますが、時代の背景もありますので、その辺について、遊漁料の算定基準については、(昨年度)基準を明確にして変更したということもありますので、現場付加金についても、もう少しはっきりした状態で基準を決めていったらどうかということを事務局では考えております。そのためには、各漁協、他都道府県の状況を調査した上で、検討しなければいけないですが、その調査をした上でご審議いただければと思うのですが、その調査を進めていっていかどうかというところ、また、調査するには、どんな点を確認すべきかといったことをお話いただければと。

沖野会長 まだ、正式な要望書として出てきているわけではない。

事務局 はい、正式な要望書として出てきていませんが、多くの声を聞いておりますので・・・。

沖野会長 はい、小澤さんどうぞ。

小澤委員 遊漁者代表として意見を申し上げたいと思うんですが、(現場)付加金が増えるということについては異論はありません。しかし、そのためには、何処で(遊漁券が)買えるかということ、購入できる場所をもっと多くしてもらおう。あるいは、時間的に釣具店では朝8時頃からでない駄目だとか、最近、漁協によってはコンビニに(遊漁券を)置いてもらっている所が多いんですが、そうでない漁協も沢山あります。遊漁者は、買う所がないから、致し方なくと言っては語弊がありますが、遊漁券を買わないで入漁してしまうということが、現実にありますので、買う所さえあれば、買わないで(川に)入るといふ人は、長野県にいる人間にはいないと思っていますので、是非、購入できる店の店舗数を増やす、コンビニを主体とした時間制限のない所を増やすということを要望として入れていただいた上で、付加金の値上げ等については検討いただければありがたいと思います。

沖野会長 いろいろな意見を伺いながらまとめていくということになりますかね。まだ、どうやっていくという方針はないのかもしれませんが・・・。

事務局 まだ、しっかりした方針というものは考えておりませんが、小澤委員さんがおっしゃられた件、当然そういう条件整備が出来なければ出来ないと考えてます。漁協だけでなく、釣り人の意見も聞きながら進めていきたいと思っています。

沖野会長 また、必要があれば小委員会をつくって、まとめていく方向がいいのかと思いますが・・・。

事務局 小委員会が必要になれば設置することになりますが、それは調査の結果等をみて検討させていただければと考えています。

沖野会長 はい、藤森さん。

藤森委員 この次の漁業権の更新が平成25年ですか。各漁協は、平成25年には行使規則とか、遊漁規則の改定も見込んでいるわけです。その手続きを相当の期間かけていますので、できるだけ早くその辺の方針が出れば、ありがたいと思います。うち（諏訪湖漁協）も、平成23年度にはその辺にも着手しようと思っていますので、そんな所も踏まえて対応していただきたいと。よろしくお願いします。

沖野会長 はい、これからの検討事項ということですので、また、何かご意見がありましたら直接事務局でもいいですし、委員会のときに発言してもいいと思います。

他にありますか。よろしければ、今日の委員会を終わらせていただきます。ありがとうございました。それでは、事務局の方にお返しします。

事務局 ありがとうございました。以上をもちまして第206回長野県内水面漁場管理委員会を閉会といたします。本日は、お忙しい中、長時間にわたりご審議をいただき、ありがとうございました。

議事録署名委員

㊟

議事録署名委員

㊟